

平成30年度  
「東京手仕事」ブランドサイト改修及び運用等の業務委託  
に係る仕様書

公益財団法人 東京都中小企業振興公社 総合支援部 城東支社

# 仕 様 書

## 1 件名

平成30年度「東京手仕事」ブランドサイト改修及び運用等の業務委託

## 2 事業目的

(公財)東京都中小企業振興公社(以下、「公社」という)では、伝統工芸の技術を活かしながら、東京の伝統工芸品職人とデザイナー等が1年間の共同制作により新しい商品を開発する「商品開発」と、その翌年以降の2年間、開発商品等を広く国内外にPRするとともに、テストマーケティング等を通じて商品の改善や販路開拓等を支援していく「普及促進」を両輪とする「東京手仕事」プロジェクトを実施している。

尚、当業務委託履行については、以下に掲載する当事業公式ホームページを参照し、事業理念などを踏まえて実施にあたること。

「東京手仕事」ブランドサイト：<https://tokyoteshigoto.tokyo/>

## 3 「東京手仕事」ブランドサイト運用方針

- (1) 「東京手仕事」の包括的情報をわかりやすく整理し発信する。  
「東京手仕事」の包括的情報を整理・充実を図り、本サイトを訪れるあらゆる人々が、それぞれの目的に応じて必要な情報を入手出来るようにする。
- (2) 「東京手仕事」への興味関心を高めるコンテンツを企画制作し発信する。  
本サイトを訪れる人々に対し、「東京手仕事」に関する興味関心を喚起し、理解促進を図っていくコンテンツを企画制作し発信していく。
- (3) 「東京手仕事」ブランドサイトの訪問者数を増やす施策を実施する。  
本サイトの新規訪問者を増やし、かつリピートを促進するためのプロモーション及びコミュニケーション、広告等の施策を実施する。

## 4 委託内容

- (1) ブランドサイト運用支援
  - (ア) サイト運用に関する連絡会議の開催
    - (a) 公社の「東京手仕事」プロジェクト内に設置する「東京手仕事」ブランドサイト運営事務局と委託事業者で構成されるサイト運用連絡会議を月に1回設置し、サイト運用状況のチェック及び更新コンテンツやプロモーションに関する協議を実施すること。
    - (b) 現状のサイトブランドクオリティを踏襲しながら、サイト構築運用に関する全ての企画ディレクションを行うこと。
  - (イ) ブランドサイトにおけるKPI(※1)及び各数値ごとの年間目標を設定するとともに、その計画達成に必要な年間の運用計画を、公社と協議して作成すること。  
※1の必須管理数値は、PV・UU・訪問数(セッション)・直帰率・新規セッション率・平均滞在時間・ページ/セッションとし、それ以外についても公社と協議して決定する。
  - (ウ) Google アナリティクスによるアクセス解析を毎月行い、(イ)の達成に向けた運用計画の修正と実施を行うこと。
  - (エ) CMSに対応した情報更新コンテンツの作成サポート  
CMSに対応した情報更新コンテンツの作成作業サポート業務を、必要に応じて適宜実施する

こと。

(オ) SEO対策

(a) 検索エンジンの仕様変更などが発生した場合、変更後も正しくインデックスされる状態となるように調整対応を行うこと。

(b) SEO対策ディレクターを立てて行うこと。

(カ) 進行管理、事業ディレクション

スケジュールの進行管理を行うとともに、事業全体のディレクションを行うこと。

(2) 特集記事の企画・制作（9記事／それぞれ日本語・英語／計18記事）

(ア) 特集記事制作に向けた事前取材（支援事業者等への事前取材／約36事業者）

特集記事の企画に向けて、支援事業者や東京の伝統工芸品の組合等への事前取材を全て行い、テーマに成り得るトピックを提案するための情報収集を行うこと。

(イ) 特集記事制作に向けたテーマの企画立案（テーマ9案以上提出）

事前取材により得られた情報から、一般向けに広く興味関心を引くテーマを9案以上提出し、公社の指示に基づいて、テーマを5案に絞り込みを行うこと。

(ウ) 特集記事の企画立案（記事18案以上提出）

テーマ設定に基づいて、特集記事の企画を18案以上提出し、公社の指示に基づいて、9案に絞り込みを行うこと。

(エ) 企画に基づいた特集記事制作のための情報収集（9記事分）

企画立案の中から選ばれた特集記事それぞれについて、工房や職人等に訪問し、更なる取材を行い、合わせて、写真撮影、動画撮影、及び、取材内容の録音を行うこと。また、商品の使用イメージの撮影も行うこと。体験を取材する場合は、モデルを手配すること。

(a) 取材撮影等：10回以上実施・1回の取材あたり取材時間最低3時間以上確保・最低下記の役割で構成する体制で対応すること

（コピーディレクター、コピーライター、カメラマン（スチール・動画撮影）、アシスタント、プロデューサー）

(オ) 特集記事制作のための情報整理（取材内容、写真等の素材整理）

取材により得られた情報、及び写真等を整理し、特集記事の準備を行うこと。また、取材時に撮影した全写真は公社が指定する場所に提出すること。

(カ) 特集記事の編集方針の提出・確認（9記事分）

情報整理後、それぞれの特集記事の編集方針をとりまとめ、公社に提出し、確認を行うこと。公社の指示に従い、必要に応じて、編集方針の修正を最大3回まで行うこととする。

(キ) 特集記事（タイトル、リード文、写真活用）制作実務（9記事分）

（編集、コピー、画像トリミング等／1記事あたり1,500文字程度）

(a) タイトル、リード文、写真のトリミング等、特集記事全体のイメージを含めた記事の制作を行うとともに、たたき台案を公社に確認し、必要に応じて、修正を行いながら、最終原稿を仕上げる。修正は最大3回まで行うこととする。

(b) 体験取材の場合は、体験により出来上がったモノの使用シーン等も追加しながら、特集記事を制作すること。

(c) 特集記事制作にあたっては、SEO対策ディレクターを立て、検索エンジンに引っかかりやすい言葉やワードの活用などを考慮して、制作すること。

- (ク) 特集記事の翻訳業務（英語への翻訳／9記事分）  
最終原稿について、全て英語への翻訳を行うこと。
  - (ケ) 特集記事の提出（9記事／それぞれ日本語・英語／計18記事）  
完成した全ての特集記事（日本語と英語）について、公社指定の場所に提出すること。
- (3) 平成30年度支援対象事業者紹介ページの制作（8事業者分）
- (ア) 事業者紹介ページ制作のための情報収集  
事業者紹介ページの制作に向けて、全ての事業者の工房に出向き、直接取材を行い、合わせて、工房や職人等の写真撮影及び取材内容の録音を行うこと。
    - (a) 取材撮影等：8回以上実施・1回の取材あたり取材時間最低3時間以上確保・最低下記の役割で構成する体制で対応すること  
(コピーディレクター、コピーライター、カメラマン（スチール・動画撮影）、アシスタント、プロデューサー）
  - (イ) 事業者紹介ページ制作のための情報整理（取材内容、写真等の素材整理）  
取材により得られた情報、及び写真等を整理し、事業者紹介ページ制作の準備を行うこと。また、取材時に撮影した全写真は公社が指定する場所に提出すること。
  - (ウ) 事業者紹介ページの編集方針の提出・確認（8の紹介文分）  
情報を整理後、それぞれの事業者紹介ページの編集方針をとりまとめ、公社に提出し、確認を行うこと。公社の指示に従い、必要に応じて、編集方針の修正を最大3回まで行うこととする。
  - (エ) 事業者紹介ページ（タイトル、リード文、写真活用）制作実務（8の紹介文分）  
(編集、コピー、画像トリミング等／1紹介文あたり700文字程度)  
タイトル、リード文、写真のトリミング等、事業者紹介ページ全体のイメージを含めた制作を行うとともに、たたき台案を公社に確認し、必要に応じて、修正を行いながら、最終原稿を仕上げる。修正は最大3回まで行うこととする。  
事業者紹介ページ制作にあたっては、SEO対策ディレクターを立て、検索エンジンに引っかかりやすい言葉やワードの活用などを考慮して、制作すること。
  - (オ) 事業者紹介ページの翻訳業務（英語への翻訳／8の紹介文分）  
最終原稿について、それぞれ英語への翻訳を行うこと。
  - (カ) 事業者紹介ページの提出（8紹介文／それぞれ日本語・英語／計16程度の紹介文）  
完成した全事業者紹介ページ（日本語と英語）を公社の指定場所に提出すること。
- (4) 東京手仕事支援対象各商品紹介ページの制作（平成30年度の支援対象商品18商品／それぞれ日本語・英語／計36の商品紹介ページ）
- (ア) 支援対象商品紹介ページ制作のための情報収集  
商品紹介ページの制作に向けて、全ての事業者の工房に出向き、直接取材を行い、合わせて、写真撮影及び取材内容の録音を行うこと。
    - ※取材撮影等：18回以上実施・1回の取材あたり取材時間最低3時間以上確保・最低下記の役割で構成する体制で対応すること  
(コピーディレクター、コピーライター、カメラマン（スチール・動画撮影）、アシスタント、プロデューサー）

- (イ) 商品紹介ページ制作のための情報整理（取材内容、写真等の素材整理）  
取材・商品撮影により得られた情報、及び写真等を整理し、商品紹介文の準備を行うこと。また取材・商品撮影時に撮影した全写真は公社が指定する場所に提出すること。
  - (ウ) 商品紹介ページ（タイトル、リード文、写真）制作実務（18商品の紹介文分）  
（編集、コピー、画像トリミング等／1紹介文あたり1,000文字程度）  
タイトル、リード文、写真のトリミング等、事業者紹介ページ全体のイメージを含めた制作を行うとともに、たたき台案を公社に確認し、必要に応じて、修正を行いながら、最終原稿を仕上げる。修正は最大3回まで行うこととする。  
商品紹介ページ制作にあたっては、SEO対策ディレクターを立て、検索エンジンに引っかかりやすい言葉やワードの活用などを考慮して、制作すること。
  - (エ) 商品紹介ページの翻訳業務（英語への翻訳／18商品の紹介文分）  
最終原稿について、それぞれ英語への翻訳を行うこと。
  - (オ) 商品紹介ページの提出  
（18紹介文／それぞれ日本語と英語／計36商品の紹介文分）  
完成した全商品紹介ページ（日本語と英語）を公社の指定場所に提出すること。
- (5) 事業者や東京手仕事関連のイベント情報の収集および投稿
- (ア) 支援対象事業者からの毎月のイベント情報収集（平成29年度支援対象事業者19事業者、平成30年度支援対象事業者17事業者、合計36事業者程度×8ヶ月）・支援対象全事業者に対して、毎月イベント情報を収集すること。
  - (イ) 毎月、支援対象事業者のイベント情報をサイト内にアップ（8ヶ月×36事業者程度）
    - (a) 支援対象全事業者のイベント情報を、サイト内のニュースにアップすること。
    - (b) アップの際は、事前に公社の担当者に確認を受けること。
  - (ウ) 毎月、支援対象事業者のイベント情報をフェイスブック内（東京手仕事公式アカウント）に投稿（8ヶ月×36事業者程度）
    - (a) 支援対象全事業者のイベント情報を、フェイスブック内に投稿すること。
    - (b) 投稿の際は、事前に公社の担当者に確認を受けること。
  - (エ) 毎月、支援対象事業者のイベント情報をツイッター内（東京手仕事公式アカウント）に投稿（8ヶ月×36事業者程度）
    - (a) 支援対象全事業者のイベント情報を、ツイッター内に投稿すること。
    - (b) 投稿の際は、事前に公社の担当者に確認を受けること。
  - (オ) 「東京手仕事」に関するニュース・イベント情報のSNSプロモーションの実施  
（8ヶ月間適宜）
    - (a) 「東京手仕事」に関するタイムリーなニュースやイベント情報等について、公社の指示に基づき、サイト内のニュース、フェイスブック、ツイッター、インスタグラム、Pinterest、タンブラー等でのプロモーションを行うこと。
    - (b) 投稿の際は、事前に公社の担当者に確認を受けること。
  - (カ) 公社が作成した各支援事業者の動画を、投稿すること（12事業者程度）
- (6) 東京手仕事ブランドサイトへの流入やSNS拡散を目的としたWEBプロモーションコンテンツ動画の制作・投稿実施（2コンテンツ）

(ア) WEB プロモーションコンテンツ動画制作のための情報収集（6事業者程度）

WEB プロモーション動画制作に向けて、候補とする6事業者程度の工房に出向き、直接取材を行うこと。

※ 取材撮影等：6回以上実施・1回の取材あたり取材時間最低3時間以上確保・最低下記の役割で構成する体制で対応すること

（コピーディレクター、コピーライター、カメラマン（スチール・動画撮影）、アシスタント、プロデューサー）

(イ) WEB プロモーションコンテンツ動画制作のための情報整理（取材内容整理）

取材により得られた情報を整理し、WEB プロモーションコンテンツの企画作成の準備を行うこと。

(ウ) WEB プロモーションコンテンツ動画の企画書の提出・確認（2コンテンツ）

(a) 情報を整理後、WEB プロモーションコンテンツ動画の企画書を取りまとめ、確認を行うこと。また、必要に応じて、修正を最大3回まで行うこととする。

(b) WEB プロモーションコンテンツ動画については、東京手仕事に関する内容について様々な視点で取り上げ、SNS 拡散向けの動画となるよう考慮すること。

(エ) WEB プロモーションコンテンツ動画制作実務（2コンテンツ）

企画が決まった後、WEB プロモーションコンテンツ動画制作を行い、必要に応じて、修正しながら、最終のコンテンツに仕上げる。修正は最大3回まで行うこととする。

(オ) WEB プロモーションコンテンツ動画の提出と SNS 拡散施策の実施（2コンテンツ）

成果物として完成した全動画を公社の指定場所に提出すること。また、その動画を活用した SNS 拡散施策を実施すること。

(カ) その他、情報拡散・プロモーションに寄与する施策を提案実施

「東京手仕事」プロジェクトの情報拡散となるような、実際のイベントに連動したリアルプロモーションやインフルエンサー等を起用したプロモーションの提案を行い、実施すること。その際は、事前に公社の意向を十分に確認して承諾を得たうえで行うこと

(7) サイトの改修

日本語版・英語版とも下記に対応すること。

(ア) オンラインストアのある商品の導線設置

現在、オンラインストアのある商品については、そのページに導くようにリンクを貼る等の導線を設置すること。

(イ) PR動画のページの追加

これまで制作した、展示会や販売会等で流された東京手仕事のPR動画や今回制作予定のWEB プロモーションコンテンツ動画について、サイト上で見られる形にするためのページを作成すること。

(ウ) アクセス解析によるWEBサイトの改善

Google アナリティクスによるアクセス解析の分の分析結果を元に、公社と協議し、四半期に1回の頻度で、最低3箇所以上の集客力や回遊性の向上につながるサイト改善を行うこと。

## 5 業務委託実施における必須事項

本業務を行うにあたっては、以下の全て条件を義務づけることとする。

### (1) サイト構築について

- (ア) 会社が指定する WEB ページ作成ソフトウェア (WordPress) 及びサーバを利用すること。
- (イ) 伝統工芸や職人工房に関するウェブサイトのデザイン経験のあるデザイナーがあたること。  
(実績の提示を求められた場合に応じられること)
- (ウ) php のアップデートやモジュールの追加などサーバサイドの調整が可能であること。

### (2) 特集記事、及び事業者紹介文、商品紹介文について

- (ア) 作成には、伝統工芸及び職人に精通し、それらについての執筆、出版経験のあるコピーライターがあたること。(契約時に過去の出版物を提示すること)
- (イ) カメラマンは、これまでに伝統工芸品を撮影した経験があり、かつ、伝統工芸品に関する写真集等の出版経験があること。(契約時に過去の出版物を提示すること)

### (3) 取材時に利用する機材について

特集記事や事業者紹介文等の制作時に取材を行う際は、下記の機材を利用すること。

- (a) フルサイズセンサーのデジタル一眼レフカメラ 1台
- (b) 4K 動画撮影用カメラ 1台
- (c) 照明機材一式 (ライト2灯以上、スタンド、レフ板、カポック他)
- (d) ボイスレコーダー 1台 等

### (4) 翻訳について

- (ア) 翻訳にあたっては、オックスフォード大学・ケンブリッジ大学出身レベル相応のネイティブの人材を雇用し、EU圏で格調を維持できる英語による翻訳を実施すること。
- (イ) ネイティブに違和感のない翻訳とすること。

### (5) 各コンテンツの監修について

文章及びデザイン等各コンテンツは、会社もしくは会社が指定する専門家の監修を受けること。

## 6 応募参加資格

次に掲げる要件を原則としてすべて満たす者であること

- (1) 東京都における平成 29・30 年度物品買入れ等競争入札参加有資格者で「営業種目 121・情報処理業務」で登録があり「C」以上に格付けされている者であること
- (2) 本委託業務に関し十分な知見とノウハウを有し、これまでに、伝統工芸品の動画制作、普及促進及び販売支援を目的としたウェブサイトの製作や運用の履行実績を有するものであること (実績の提示を求められた場合に応じられること)
- (3) 会社更生法及び民事再生法等による手続きをしていないこと
- (4) 東京都暴力団排除条例 (平成 23 年 3 月 18 日東京都条例第 54 号) に定める暴力団関係者または東京都が東京と契約関係暴力団等対策措置要綱第 5 条第 1 項に基づき排除措置期間中の者として公表した者 (ただし、排除措置期間中に限る) でないこと

## 7 履行場所

会社が指定する場所

## 8 契約期間

契約確定日の翌日から平成 31 年 3 月 31 日 (日) まで

## 9 製作したデータの納品・検収

- (1) 納品期日：平成31年3月29日（金）まで
- (2) 納品方法：制作したデータを格納したポータブルHDDによること
- (3) 検収：本仕様書の4委託内容に記載されている成果物の会社による検収合格をもって納品とすること。尚、検収において不合格になった場合は、受託者による無償の修正に応じるものとする。

## 10 所有権・著作権等の帰属

本仕様書に記載されている委託業務（4.委託内容（1）から（7））に関して、受託者が作成、収集したすべての成果物（最終成果物だけでなく製作途中の素材等も全て含む）の所有権及び全ての著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む）は、会社に帰属する。

又、受託者は全ての成果物に関し、会社及び会社が許諾した第三者に対し著作者人格権を行使しないものとする。

### 11 再委託の取扱い

- (1) 受託者は、委託業務の全部または主要な部分を一括して第三者に委託してはならない。ただし、予め書面により会社の承認を得たときにはこの限りでない。
- (2) この仕様書に定める事項については、受託者と同様に、再委託先においても遵守するものとし、受託者は、再委託先がこれを遵守することに関して、一切の責任を負う。

### 12 契約事項の遵守・守秘義務

- (1) 本契約業務の実施に当たっては、条例、規則、関係法令を十分に遵守するほか、契約書に記載の事項に従って処理すること。
- (2) 本契約業務の履行により知り得た個人情報は会社の保有個人情報であり、その取り扱いについては、別紙1「個人情報に関する特記事項」を遵守すること。

### 13 暴力団等排除に関する特記事項

暴力団等排除に関する特記事項については、別紙2に定めるところによる。

### 14 セキュリティポリシー要件

受注者は、本更新業務中に知り得た情報を他に漏らしてはならず、別途「会社情報セキュリティ対策基準」に定める事項を遵守することを求める「同意書」または「秘密保持契約」を提出するものとする。

特に契約に関しては下記の事項について要件を明記した契約を締結するものとする。

- (1) 情報セキュリティポリシー及び実施手順等の遵守
- (2) 委託先の責任者、委託内容、作業員、作業場所の特定
- (3) 提供されるサービスレベルの保証
- (4) 従業員に対する教育の実施
- (5) 提供された情報の目的外利用及び受託者以外の者への提供の禁止
- (6) 業務上知り得た情報の守秘義務
- (7) 再委託に関する制限事項の遵守
- (8) 委託業務終了時の情報資産の返還、廃棄等



(9) 業務委託の定期報告及び緊急時報告義務

(10) 発注者又はシステム管理者による監査、点検、検査がある得ること及びその場合の協力義務

(11) 事故発生時の報告及び対応義務

(12) 遵守事項についての同意書等の提出

(13) 情報セキュリティに関する要件が遵守されず、事故が発生した場合の規定（損害賠償等）

(14) 情報セキュリティ事故発生時の事故内容、事業者名等の公表があり得ること

## 1.5 環境に良い自動車利用

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年都条例第215号）の指定に基づき、次の事項を遵守すること。

(1) ディーゼル車規制に適合する自動車であること。

(2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に務めること。なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。

## 1.6 支払い方法

履行確認後、適法な支払請求書を提出した日から30日以内に指定口座に払い込むものとする。

## 1.7 その他

(1) この仕様書に疑義が生じた場合には、その都度、公社と協議し定めることとする。

(2) 契約金額には、本仕様書に定めるもののほか、本業務の履行に必要な一切の経費を含む。

## 1.8 連絡先

(公財) 東京都中小企業振興公社 城東支社

「東京手仕事」プロジェクト 普及促進 事務局 米澤・広瀬

電話 03-5680-4631 FAX 03-5680-0710